

酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について

酒類に関する輸出証明書の発行申請について、令和 3 年 4 月 1 日より、原則として一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）を利用してインターネットで申請することとなっています。

申請の受領後、放射性物質検査証明書はおおむね 6 業務日までに、その他の証明書はおおむね 4 業務日までに申請先から発送されます。ただし、申請内容の補正や確認が必要な場合や、放射性物質検査証明書の申請の際に送付が必要な試料の送付が遅れた場合には、これ以上の時間を要する場合があります。

なお、システム障害が生じた場合や輸出するまでにシステム利用のための ID 等の発行が間に合わない場合には、書面による申請も可能ですが、システムで申請されたものよりも証明書発行までに時間を要するため、酒類に関する輸出証明書を申請することが見込まれる場合には、早めに準備いただきますようお願いいたします。

輸出証明書の発行申請の概要については、「[輸出証明書発給システムを利用した申請について](#)」をご覧ください。

また、システムの利用に当たっては、以下の内容をご確認ください。

- 1 システムを利用できる者
酒類を輸出しようとする事業者等

- 2 システム利用に当たっての事前準備

システムを利用するためには、あらかじめ G ビズ ID プライムを取得する必要があります。取得していない場合には、G ビズ ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) より申請してください。

「[輸出証明書発給システム利用申請書](#)」を国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）に提出し、システム専用の ID（以下「ローカル ID」といいます。）を取得している方は、「4 ローカル ID の取扱い」をご覧ください。

- 3 システムの利用開始

G ビズ ID プライムを取得後、システム (<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>) にログインの上、事業者情報を入力して事業者利用申請を行ってください。承認拠点（注）による承認が完了した後、利用が可能となります。

システムの利用に当たって、国税庁ホームページに掲載している「[一元的な輸出証明書発給システム利用規約](#)」をご覧ください。

（注）承認拠点は、事業者情報において入力をした都道府県を管轄する国税局となります。

4 ローカル ID の取扱い

令和3年2月以降にシステム利用のためにローカル ID の発行を受けている方については、当面の間はローカル ID を使用することができますが、G ビズ ID を発行してシステムを利用することで、以下の利点がありますので、是非 G ビズ ID による利用をご検討ください。

	ローカル ID	G ビズ ID
① ユーザー ID 有効期限	・ 3 年 ※利用申請書の再提出による 更新が必要	・ 無期限
② ユーザーの 追加・変更等	・ 変更事項届出書等の郵送に よる提出	・ システム上で自ら追加・変更 が即時可能
③ 利用可能な システム	・ 一元的な輸出証明書発給シ ステム	・ 一元的な輸出証明書発給シス テム ・ G ビズ ID に対応した他の行 政システムの利用が可能 ※利用可能な行政システムは 順次拡大

5 システム障害等によりシステムを利用できない場合

システム障害等が生じた場合は、国税局酒税課（沖縄県においては沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）にお問い合わせください。

6 その他

システム操作マニュアル等は、国税庁ホームページの輸出証明書発給システムについてのページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm>) をご覧ください。

また、その他申請に関しご不明な点は、国税局酒税課にお問い合わせください。

なお、G ビズ ID に関する申請方法や技術トラブルについては、G ビズ ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>) をご覧いただき、「G ビズ ID ヘルプデスク」にメール又はお電話にてお問い合わせください。